

第65回(令和3年12月28日) 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	参考資料4
委員提出資料	

2021年12月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部

副本部長 後藤茂之大臣 山際大志郎大臣

脇田、尾身、阿南、磯部、今村、太田、大竹、岡部
小坂、賀来、釜范、高山、田中、中島、前田、武藤、和田

年末年始における新型コロナウイルス感染症対応方針についての提案

急激に新型コロナウイルス感染拡大が生じた場合、地域の医療提供体制および保健所機能に深刻な影響を及ぼしかねない。

感染・伝播性が強いと想定されるオミクロン株の、市中感染と判断される事例が各地で確認され、その数が徐々に増加している。我が国では新型コロナウイルスワクチン接種完了者は全人口の78%に達したものの、2回目接種からの時間の経過と、オミクロン株の免疫逃避特性によるワクチン感染予防効果の減弱により、デルタ株による場合も含め、地域における大規模集団感染発生等により短期間で広範に感染拡大し、感染者が急増する可能性が強く懸念される。

従って、今後、各都道府県が知事の判断により、必要に応じて柔軟に対応できるようにする必要がある。年末年始の期間は、自治体、医療機関とも急な体制変更は困難であるため、速やかに現場が対応できるよう、伝えていただければ幸甚です。何卒ご検討のほどお願い申し上げます。

1. 現行では、オミクロン株感染者全員の入院による隔離を実施しているが、従来株と同様に重症度に応じて入院適応を判断し、自宅療養者に対しては、オンライン診療等できめ細かく健康観察する。
2. 現行では、オミクロン株感染者は原則個室隔離となっているが、地域の医療資源の状況によりデルタ株感染者との同室入院を可能とする。
3. 現行では、オミクロン株感染者の退院基準として2回PCR検査陰性を求めているが、発症後10日間経過での退院を可能とする。
4. 現行では、オミクロン株感染者の濃厚接触者に対し、宿泊施設での健康観察を求めているが、宿泊施設の確保状況により自宅での健康観察の併用も可能とする。なお、小児や妊婦、障害を有する方など本人の状態に応じて適切な健康観察を確保する。
5. 現行では、無症候者も含めて2日おきのPCR検査を行っているが、症状が発現した場合等には、抗原定性検査キットや郵送によるPCR検査などを活用するなどして、効率的な検査体制を確保する。
6. 医療従事者、介護従事者、高齢者施設入所者などへ年末年始の休暇中でも可能な限り新型コロナワクチンの追加接種を早期に実施する。

なお、今後の国内の感染状況を踏まえ、検疫における対象国ごとの待機期間を3日間へ短縮することについても早々に協議検討いただきたい。

以上